

## 第3章 本市の課題と計画の基本理念及び基本方針

---

### 1 課題

高齢者が地域社会において、自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、趣味やサークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、技能や経験を生かしたボランティア活動等を通じて、地域の一員として社会貢献できる場を提供することが大切です。高齢者が他の高齢者のための見守り、家事支援等の担い手になることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を一体的に図り、要介護状態等になることをできる限り予防することが可能となります。

また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれています。さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人の増加も見込まれ、介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、現在から将来を見据えた地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となってきます。

そのためにも、今まで同様、「要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止」等の介護保険制度の理念を堅持するとともに、茨城県地域医療構想等との整合性の確保や「介護離職ゼロ」に向けた介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤整備や地域の支え合いの仕組みづくり等を図っていく必要があります。

### 2 基本理念

第8期しあわせプラン21の基本理念は、ひたちなか市第3次総合計画の基本構想を踏まえ、引続き「ともに支え合い末永く健やかに暮らせるまちづくり」とします。

### 3 基本方針

第7期しあわせプラン21では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、「地域包括ケアシステム」を深化・推進してきました。今後も、本市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築していくため、第7期での取組を更に深めていく必要があります。よって、本計画の基本方針は、「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」とし、そのために必要となる施策の柱7項目を次のとおり定めます。

## 4 施策の柱となる7項目

### 1 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要です。

その際、重度の要介護者、ひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の整備を推進するとともに、既存施設の状況を十分に踏まえ、施設サービスの整備を図ります。

### 2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

増え続ける高齢者が、いつまでも元気で心豊かに自立した生活を続けられるようにしていくためには、高齢者一人ひとりが自ら健康の維持・増進に取り組んでいくことが非常に重要です。

そのため、一般介護予防事業を含めた「介護予防・日常生活支援総合事業」を更に充実させるとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を新たに展開していくなど、高齢者の健康寿命を延ばしていくための取組みを推進していきます。

### 3 地域住民がともに支え合う地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、地域で支え合う体制づくりが重要です。

そのためには、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じて、NPO、ボランティア、社会福祉法人等、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体との協働体制の充実・強化を図ることが重要となってきます。

また、地域住民による多様な地域福祉等に関する活動を支援し、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていきます。

### 4 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展に伴い、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者や認知症の高齢者等の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等のような局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者その他関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。

## 5 認知症施策の推進

認知症の人の数は、高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、推計では2025年には700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の7人に1人から約4人に1人に上昇する見込みとなっています。

令和元年6月に策定された認知症施策推進大綱に基づき、第7期計画の取組を更に進め、実効性のある認知症施策を推進し、今後の認知症高齢者数の動態及び国の施策展開を注視しながら、体制の整備に努めます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」についても本項目の中に位置づけます。

## 6 生きがいつくりと社会参加の促進

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることや、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれることが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献等、高齢者の社会参加意欲を生かすことのできる環境づくりを推進します。

## 7 高齢者の住まいの安定的な確保

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、茨城県等関係機関との連携に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者の見守りや高齢者の消費者被害防止等、安心・安全な生活環境の向上に努めます。